

令和7年11月25日  
(2025年)

令和7年秋季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 定年前職員及び会計年度任用職員の令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.3月とし、12月10日に支給する。  
また、暫定再任用職員の令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.2月とし、12月10日に支給する。
- 2 定年前職員、暫定再任用職員及び会計年度任用職員の給与改定については、令和7年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて実施を予定している。
- 3 初任給基準の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の基準が国家公務員に準拠したものであり、見直すことはできない。引き続き検討する。
- 4 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しについては、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、見直すことはできない。引き続き検討する。
- 5 年次休暇について、5日以上取得ができていない職員が存在する状況に対して、全ての職員の最低5日取得に向けて、最大限努力するよう周知徹底する。
- 6 会計年度任用職員の病気休暇の拡充については、強い要求であると認識しており、国や他市の制度との権衡を考慮しながら、引き続き検討を進める。あわせて、常勤職員も含め、病気休暇の制度趣旨を踏まえた適切な運用を進める。
- 7 会計年度任用職員の経験加算について、事務補助の職は様々な所属で働けるよう勤務条件を整理し、同一所属に限らず経験を考慮して給与・報酬を決定する。